

地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱について【補足事項】

1 交付の申請について

交付要綱第6条の「大臣が別に定める日」は、原則として6月30日とする。

2 財産の処分制限期間について

交付要綱第17条第1項第1号の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるところによるものとする。

3 交付対象施設等について

(1) 交付要綱別表の2のイの「大臣が別に定める設備」は、別紙のとおりとする。

(2) 交付要綱別表の2のウの「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。

4 交付要綱第18条で定める「大臣が別に定める基準」は次のとおりとする。

(1) 災害又は火災により全壊、半壊、流出、全焼又は半焼した建物の取り壊し並びに建物以外の工作物を取り壊し及び設備の廃棄による財産処分である場合。

(2) 以下の要件を満たす財産処分である場合。

- ① 国庫補助事業完了後10年を越える期間を経過した建物以外の工作物を公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。但し、建物と一体として転用する場合を除く。

地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

- ② 補助事業者と同一の市町村等（市町村の属する都道府県を含む。）への無償による転用であること。

(3) 情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、市町村等が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該市町村等以外の者に利用させる場合。

5 その他

交付要綱に定める様式第 1 号から様式第 1 2 号までの用紙は、日本工業規格 A 列 4 番によるものとする（添付書類等を除く。）。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 5 月 2 4 日から施行する。

別紙

交付要綱別表の各項の附帯施設（大臣が別に定める設備）

以下のとおりとする。

- (1) 接地線
- (2) 空調設備
- (3) 予備送受信機
- (4) モニターテレビ
- (5) 修理工具
- (6) 電源設備（予備電源設備を含む。）
- (7) (1)から(6)までに掲げるものに類する施設・設備、その他必要な設備